

第五十七号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十一条の二 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下この条、次条、第二十条及び第二十条の二において「障害児入所施設等」という。）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十二条第二項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十条第一項中「児童福祉施設」の下に「（障害児入所施設等を除く。）」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（障害児入所施設等における非常災害対策）

第二十条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第二十六条第五項中「卒業」を「修めて卒業し、若しくは大学院（同法第九十七条の規定による大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了」に改める。

第五十六条第一項第五号中「（同法第九十七条の規定による大学院をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十四条第一項ただし書中「調理員を」の下に「、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行うとき、当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうちかくたん喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定するかくたん喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環としてかくたん喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定するかくたん喀痰吸引等業務をいう。）を行うとき及び当該福祉型

児童発達支援センター（同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行うときにあつては看護職員を」を加え、同項に次の一号を加える。

八 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第七十四条第五項中「第一項各号」を「第一項第一号から第七号まで」に改める。

第八十一条第一項中「規則に定める基準により」を削り、同条第三項中「卒業」を「修めて卒業し、若しくは大学院において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了」に改め、同条第五項中「前各項に規定する職員のほか、職員の員数は」を「心理療法担当職員、児童指導員及び保育士の員数は、」に改める。

第八十八条第三項中「第二十六条第五項」を「第八十一条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。